

企業会計基準委員会 委員長及び委員の紹介

特集
1

(2019 年 4 月末時点における役職名を掲載しています。)

委員長：小賀坂 敦（常勤）	11
副委員長：川西 安喜（常勤）	13
委員：広瀬 英明（常勤）	14
委員：矢農 理恵子（※）	（PwC あらた有限責任監査法人 パートナー 品質管理本部アカウンティング・サポート部長） 16
委員：熊谷 五郎（非常勤）	（公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長） 18
委員：熊田 勝（非常勤）	（(株)みずほ銀行 主計部 担当部長 兼 (株)みずほフィナンシャルグループ 主計部 副部長） 20
委員：小出 篤（非常勤）	（学習院大学法学部教授） 22
委員：五反田屋 信明（非常勤）	（東電設計(株) 経営管理ユニット経理部長） 24
委員：塩谷 公朗（非常勤）	（三井物産(株) 執行役員） 26
委員：丹 昌敏（非常勤）	（住友化学(株) 経理部長） 28
委員：徳賀 芳弘（非常勤）	（京都大学 教授・副学長） 30
委員：平井 直樹（非常勤）	（野村證券(株) IB ビジネス開発部 財務戦略グループ シニア・オフィサー） 32
委員：湯川 喜雄（非常勤）	（EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー） 34
委員：渡部 仁（非常勤）	（日本生命保険(相) 保険計理人） 36

（※）矢農理恵子氏は、2019 年 7 月 1 日に常勤委員に就任する予定です。

一企業会計基準委員会委員 退任にあたって一

(2019 年 3 月末時点における役職名を掲載しています。)

安井 良太（常勤）	38
貝増 眞（非常勤）	（公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事 教育第 1 企画部長） 40
西山 賢吾（非常勤）	（(株)野村資本市場研究所 主任研究員） 42
弥永 真生（非常勤）	（筑波大学 ビジネスサイエンス系教授） 44
柳橋 勝人（非常勤）	（キャノンメディカルシステムズ(株) 常勤監査役） 46
吉田 稔（非常勤）	（旭化成(株) 経理部顧問（一2018 年 9 月）） 48
米田 和敬（非常勤）	（(株)三菱 UFJ 銀行 財務企画部 主計室長 兼 (株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 財務企画部 主計室長 兼 税務室長） 50



企業会計基準委員会 委員長

こ が さ か あつし
小賀坂 敦

この4月1日付で、企業会計基準委員会の委員長を拝命している。私は、2001年の企業会計基準委員会の発足時に専門研究員として出向し、その後監査法人に帰任、2009年から企業会計基準委員会的主席研究員、2013年より副委員長に就任している。監査法人に帰任中も、企業会計基準委員会の基準開発に携わっていたので、企業会計基準委員会の活動の全期間にわたり何らかの関わりをもってきた。

企業会計基準委員会の発足から18年経過したが、その間、変わったことと変わっていないことがある。

変わったことは外部環境である。2001年の企業会計基準委員会の発足と同時期に国際会計基準審議会（IASB）が国際会計基準委員会（IASC）より改組しているが、その当時、グローバル・スタンダードといった場合、米国会計基準を指すことが多かったと思われる。その後、2005年にEUが域内の上場企業の連結財務諸表にIFRSの採用を義務づけたこともあり、IFRSの適用が世界中に広まり、国際的な会計基準という場合、IFRSと米国会計基準の双方を指すようになった。わが国においても2010年にIFRSの任意適用が開始され、現状では、IFRSの任意適用は約200社に、時価総額で約30%に達しており、IFRSはわが国の会計制度に組み込まれたものとなっている。

企業会計基準委員会の活動は、日本基準の開発と国際的な会計基準の開発に対する貢献を中心としており、その点は発足以来変わっていないが、その内容は外部環境の変化とともに影響を受けることとなった。例えば、日本基準を国際的に整合させる取組みでは、IFRSの任意適用が開始される以前は、完成されたIFRSの個々の基準をいかに採り入れるかということに主眼が置かれたが、現状では、わが国の会計基準における基本的な考え方に照らして、受け入れ難いものを峻別するとともに強く意見発信を行い、そうでないものについて日本基準に採り入れることを検討する方法が確立されている。その方法を前提として、IFRSの開発過程における意見発信を行っている。

一方、変わっていないものは、市場関係者によるコンセンサスをベースとした基準開発の方法である。企業会計基準委員会の初代の斎藤静樹委員長は、就任時の会計雑誌のインタビューにおいて、資本市場の主なプレイヤーである財務諸表の作成者、利用者、監査人のどこかが突出するのではなく、対応のウェイトで会計基準設定に携わる体制を軌道に乗せることが大事な役目であると述べている。企業会計基準委員会の発足以来、企業会計基準委員会（親委員会）においても専門委員会においても、財務諸表の作成者、利用者、監査人に、基準開発に理論的な基礎を加えていただく学識経験者を加えた四者により構成しており、これらの四者のコンセンサスによって基準開発を行うスタイルは変わっていない。

企業会計基準委員会による基準開発が市場関係者の信任を得るためには、市場関係者の間で議論を尽くし、質の高い会計基準を設定するほかなく、それが資本市場の効率性に寄与するものと考えている。

日本基準の開発、国際的な意見発信、いずれも課題が山積みであり、市場関係者のご協力なしには課題の解決はできないものと考えている。非力であるが、期待に応えるべく尽力して参る所存である。



企業会計基準委員会 副委員長

かわにし やすのぶ
川西 安喜

このたび、企業会計基準委員会（ASBJ）の常勤委員に再任され、委員長の指名により副委員長を拝命いたしました。これまでの3年間よりも責任は重くなりますが、引き続き、ASBJの国際的な活動を中心に担当させていただくことになると考えています。

ASBJからの国際的な意見発信の主な手段の1つに、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議への参加があります。ASAF会議は、それまでASBJが国際会計基準審議会（IASB）と実施していた2者間協議よりも注目度が高く、ASBJからの意見発信力が飛躍的に向上する一方で、他の会計基準設定主体と力量を比較されやすくなったと思います。地域別に議席の割当てがあり、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体間の競争が激しくなるなか、ASBJは昨年10月、ASAFのメンバーに再任されました。ASAF会議が開催されるたびに皆様のご協力を得て、国内で周回の準備を行っていることが評価されてのことと考えています。皆様に厚く御礼申し上げますとともに、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

我が国における基本的な考え方を理解してもらうためには、ASAF会議の場だけでは不十分であるということを感じ、ここ数年、影響力のある会計基準設定主体との2者間協議を積極的に開催しています。考えが近い会計基準設定主体もあれば、そうでない会計基準設定主体もありますが、辛抱強く、時間をかけて議論することにより、相互に理解が深まっているように思います。

さまざまな国際的な取組みを通じて、世界の主要な会計基準設定主体との人的なネットワークが強化できているように思います。今年の3月末に、ASBJを支援母体として、私個人が会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）の議長に就任いたしました。IFASSは40余りの会計基準設定主体等が参加する会議体であり、議長はIFASSの参加者による選挙で決まりますが、議長選出にあたっては多くの会計基準設定主体にご支持いただきました。それまでの人的なネットワークの強化なくして議長に就任することは考えられなかったと思います。

IASBの大型プロジェクトは一段落したところですが、今後もIFRSの開発は続くものと思われます。そして、IFRSの開発が続く限り、ASBJにおける日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みも続くことになると思います。しかしながら、ASBJが国際的な会計基準の開発の議論に対する影響力をこれまで以上に持つことによって、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みは、より取り組みやすいものになると考えています。

日本及び世界の会計基準をより良いものにするため、今後3年間、尽力して参りたいと思います。引き続き、ASBJの活動に対する皆様のご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。



企業会計基準委員会 委員（常勤）

ひろ せ ひであき
広瀬 英明

2019年4月より企業会計基準委員会（ASBJ）の常勤委員に就任いたしました広瀬英明と申します。

私は、2019年3月まで日本取引所グループの一員として勤務しており、主に上場関連の業務に従事してきました。具体的には、新規上場申請会社の審査や既上場会社の適格性の維持のための業務などを担当しておりました。新規上場申請会社や既上場会社をカウンターパートとしつつ、必要に応じて証券会社や監査法人とも連携を図りながら、投資者により良い投資物件を提供しマーケット全体の活性化、信頼性の維持・向上に資することを常に意識してきました。いうまでもありませんが、マーケットが持続的に発展していくためには、マーケットの公正性と健全性を保ちながらそれらに対する投資者の信頼が確保されていることが重要であり、そのためには適切な投資判断材料が常にマーケットに提供されていること、すなわち適切な情報がタイムリーに企業によって開示されていることが前提となります。

そのようなことから、開示主体であり投資対象となる企業に対し開示することの発行者にとってのメリットや投資者にとっての開示の必要性・重要性についての理解を求めつつ、必要な情報が十分に、またわかりやすくマーケットに提供されているかという観点から、開示資料の記載内容等について個別の企業と協議、調整等を行っていました。

一方でマーケットでの売買の状況に目を向けると、ここ数年外国人の株式保有比率は3割を超え、また外国人による売買代金も全体の約6割を占める状況にあり、我が国のマーケットは国際化されてきております。そのような状況の中、マーケットを持続的に発展させていくためには、国際的な調和、整合性が不可欠であると感じています。

近年、日本の上場企業のコーポレート・ガバナンスや開示についての国際的整合性も求められてきている状況にあり、日本取引所ではコーポレート・ガバナンスコードの導入やその後の改訂が行われており、また、ASBJにおいては、高品質で国際的な整合性のとれた会計基準の開発が行われてきているところと認識しています。また、このような中、企業側でのガバナンス意識の高まりとともに、IFRS適用会社数は200社を超えてきており（適用予定会社も含む）、適用を検討している会社も200社余りあることから、今後もIFRS適用会社数の増加傾向は続くことが予想されています。

会計基準は投資者の適正な投資判断のための必須のアイテムであり、マーケットにとって重要なインフラとなっています。IFRS適用会社のウエイトは高まってきてはいますが、まだ日本基準採用会社が圧倒的に多い状況にあります。グローバルな投資家のボーダーレスな投資に十分に対応し

ていくためには、高品質で国際的な整合性のある会計基準を維持し続け、日本基準のプレゼンスの向上を図っていくことが必要であり、そのことが ASBJ としての重要なミッションと理解しています。また、前述のとおり IFRS 適用会社数が増加する中、国際的な会計基準の質を高める面から国際的に意見発信していくことも重要なことと感じています。

会計基準の開発にあたっては、公正性、透明性を確保したプロセスの下、市場関係者とも丁寧な議論を尽くし十分なコンセンサスを得ることがとても重要なことであり、それが基準設定後の安定的な運用につながっていくものと考えております。

会計基準の設定主体の一員としてこれまでの経験も生かしながら微力ではありますが、マーケットの発展に資するべく、質が高く国際的整合性のある会計基準の開発、国際的な意見発信に貢献していくことができると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。



PwC あらた有限責任監査法人 パートナー
品質管理本部アカウンティング・サポート部長
(2019 年 7 月 1 日に企業会計基準委員会常勤委員就任予定)

や の う り え こ
矢 農 理 恵 子

傾聴力と高い志をもって

本年7月より企業会計基準委員会（ASBJ）の常勤委員に就任いたします矢農理恵子と申します。社会のインフラとしての会計基準の開発を担うという重責を感じてはおりますが、高い志をもって取り組み、資本市場の健全性の確保と発展に貢献してまいります。

私が会計基準の開発に初めて関与したのは、1999 年、国際会計基準委員会（IASC）にスタッフとして出向したときです。1993 年に監査法人に入所し、監査業務を経験した後の出向でした。出向中の 2001 年に組織改正がなされ、現在の国際会計基準審議会（IASB）が設立されました。ASBJ が設立されたのも同じく 2001 年です。IASC から IASB への改組にスタッフとして関与した私が、この度、同時期に設立された ASBJ の委員に就任することについて、縁を感じております。一方で、2001 年当時とは、環境も私の立場も異なります。IFRS の適用がグローバルに進んだ現在の環境において、また 1 スタッフであった当時とは異なり、委員という立場で基準開発に取り組むこととなります。気を引き締めて精進してまいります。

出向中、IASB 関連の会議で忘れられないことがあります。質疑応答をしている際、隣に座っていた議長に制止されたのです。質問に対して私が回答した後、会場からさらに声があがり、それに私が反応しようとしたときでした。なぜ制止されたのか？ 当時の私にはすぐには理解できませんでした。しかし今の私なら、議長は「相手の意見の趣旨を正確に理解してから回答するように」という意味で制止したと理解できます。当時の私には「相手の意見の趣旨を正確に理解するように聞く力」、つまり「傾聴力」が欠けていたのです。

以来、「相手の意見の趣旨を正確に理解するように聞く力」、つまり「傾聴力」の重要性について、心に刻んできました。「傾聴力」の大切さを教えてくださった当時の議長には感謝しています。

2002 年に監査法人へ帰任後、監査業務やアドバイザー業務に従事したときも、2012 年からあらた監査法人（現 PwC あらた有限責任監査法人）で会計の相談業務を行う部門のリーダーを務めたときも、「傾聴力」をもつよう努めてきました。特に会計に関する相談業務に従事するにあたっては、さまざまな立場からの考えを理解し、社会から納得されるかどうかを考えたいと結論を出してきました。しばしば「傾聴」することの困難さに頭を悩ませたものの、力を尽くしたつもりです。

これまで私は、監査人として、会計基準を実務で適用する立場でした。これからは、委員として、会計基準を開発する立場になります。

会計基準を適用する立場から開発する立場に変わっても、社会から納得される会計を目指すことは同じだと考えています。監査人として、実務において幅広い会計論点に関与してきた経験をふまえ、会計基準という社会インフラの構築に取り組んでいきます。

基準開発においては、冒頭で述べたとおり高い志をもち、議長からの教えである「傾聴力」をもって活動していきたいと考えています。

最後に。

4月、委員として初めてASBJの専門委員会に出席した後、ASBJオフィスのある内幸町からPwCオフィスのある大手町まで、30分ほど歩いて移動しました。それまで移動には地下鉄を利用していたため、初めて歩くルートでした。歩きながら見る町のオフィスビル群の景色は新鮮でした。慣れ親しんだはずの景色が違う景色として目に入ってきました。身近な風景も、別の視点から眺めると違って見えてくるものです。

私は今、会計基準も同じではないかと期待しています。これまで実務で適用してきた会計基準を、基準を開発するという別の視点から俯瞰することで、これまで私の視界に入ってこなかった、会計基準の異なる側面を学べることに期待しております。

新たな視点をもって会計基準に携わり、より質の高い会計基準を開発できるよう、尽力してまいります。よろしくお願い申し上げます。



公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長

くまがい ごろう
熊谷 五郎

2019年4月より、日本証券アナリスト協会（以下「アナリスト協会」という。）を代表して、企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員に就任した、熊谷五郎と申します。私はこれまでも、財務諸表利用者を代表して、国内外の会計基準設定プロセスや、我が国の開示制度・監査制度等の周辺制度改革に係わってきました。今般のASBJの非常勤委員就任は、これまでの活動の延長線上にあると同時に、その集大成であると考えています。

私は普段はみずほ証券(株)市場情報戦略部上級研究員として、財務報告制度を中心に金融資本市場に係わる規制制度についての調査分析を行っています。また京都大学経営管理大学院客員教授として、「金融資本市場論」と留学生向けに「Corporate Finance and Capital Markets」という講義を担当しています。今般ASBJ非常勤委員に就任するにあたり、同時にアナリスト協会・企業会計部長の職を拝命しました。

これまでもASBJの専門委員会等において、財務諸表利用者を代表として活動してきましたが、比較的自由に、私個人の見解を述べさせていただいておりました。しかし、今後の発言は個人的見解というより、アナリスト協会の公式見解に近いものとなります。これまで以上に責任の重大さを感じており、身の引き締まる思いです。

私は1982年に証券会社に入社しました。その後米国留学を経て、投資調査や投資運用の経験が20年にも及びます。9年ほど前から、会計や財務報告制度に係わり始めましたが、それ以降も長い間、自分は証券投資、投資調査の専門家であって、会計の専門家ではないと考えてきました。今でも、専門知識、実務的知識は監査人や作成者代表の方々に及ばないと考えていますが、これまでの活動を得た経験を踏まえて、ASBJの活動に対して自分ならではの貢献をしていきたいと考えています。

特に、会計基準や財務報告制度は、投資家等の財務諸表利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供することが、一義的な目的とされています。そうした目的を実現するためにも、会計基準や開示制度等財務報告制度に係わる議論への、財務諸表利用者の積極的な関与が必要不可欠です。

しかし残念なことに、会計制度や開示制度に係わる議論に比較して、個別の会計基準設定や解釈に係わる議論は、一段と専門性が高く、財務諸表利用者が意見発信をするには、ハードルが高いというのが現実です。投資にあたっては、財務諸表分析のために必要最低限の会計知識は要求されるものの、会計基準そのものに対する深い知識を要求されるわけではありません。会計基準設定プロセスに係わるためには、ある程度の専門知識が要求されますが、財務諸表利用者が会計基準設定プロセスに参加するにあたって、そうした一定の専門知識の欠如が障碍の一つになっています。それ

だけに、会計基準が財務諸表利用者の意思決定に有用なものになるように、利用者の声を吸い上げ、国内外の会計基準設定主体にインプットしていくことは、責任重大であると同時にやりがいのあることであると、日々痛感しています。

幸い私自身は、2010年にアナリスト協会の企業会計研究会委員に就任したことを皮切りに、ASBJの収益認識専門委員会、IFRSのエンドースメントに関する作業部会、ASAF対応専門委員会、財務会計基準機構（FASF）基準諮問会議委員と、徐々にASBJやFASFとの係わりを深めて参りました。こうした活動を通じ、自然な形で、必要な会計知識や、最新の議論動向を吸収することができました。

ASBJの活動と並行する形で、2014年より、アナリスト協会を代表して、IFRS財団のIFRS諮問会議、国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（CMAC）の委員として、IFRSの基準設定等に係わってきました。さらに昨2018年7月からはIFRS解釈指針委員会委員として、IFRSの解釈プロセスにも参加しています。また、会計基準と並んで、会計制度、開示制度、監査制度からなる財務報告制度は、資本市場が円滑に機能するためのインフラともいえるべき制度です。ここ数年は、金融審議会や企業会計審議会等における、我が国開示制度、監査制度改革の議論にも参加してきました。

こうした経験から得た、会計基準に関する国際的な議論の動向や、周辺制度改革に関する知見も踏まえて、ASBJの重要ミッションである、我が国の会計基準設定、国際的意見発信活動に、財務諸表利用者の視点から積極的に参加し、貢献していきたいと思います。逆にASBJにおける議論を通じて得た知見を、IASBや企業会計審議会、金融審議会における議論にフィードバックすることで、我が国およびグローバル財務報告制度、ひいては資本市場の発展にも微力ながらも貢献できたらと考えています。

今後とも、よろしくお願いいたします。



(株)みずほ銀行 主計部 担当部長 兼
(株)みずほフィナンシャルグループ 主計部 副部長

くまだ まさる
熊田 勝

4月から企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員に就任致しました熊田勝です。私は、(株)みずほフィナンシャルグループ及び(株)みずほ銀行の制度会計を担う主計部で実務の総括をしておりますが、当社は、米国基準財務諸表を日本基準とは別途作成しニューヨーク証券取引所にも上場しておりますので、日本基準、米国基準双方の財務諸表作成実務に携わっております。

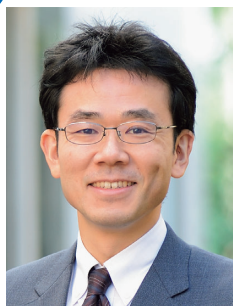
私の社会人としてのキャリアは、4年弱の支店での法人営業経験でスタートしました。その後、特に学生時代に会計を専攻していたわけでもなく、素養があったわけでもありませんでしたが、1995年に銀行の財務諸表作成部署に配属され、その後一貫して銀行業の財務諸表作成者として実務を担ってきて現在に至ります。結果として、日本におけるバブル経済崩壊後の早期是正措置の導入、日本版会計ビッグバン、当社のニューヨーク上場のプロジェクト、その後のリーマンショック時の米国駐在、帰国後の当社のIFRS導入検討プロジェクトへの参画と、銀行の財務諸表作成者としてではありますが、平成の会計に関するトピックは何らかの形でほぼすべて関与してきました。

キャリアの中で、会計に関するトピックで最も印象に残っているのは、ニューヨーク駐在時代に体感した金融危機時の会計基準を巡る様々な出来事です。当時、当社がニューヨーク上場を果たしたあと、私自身はニューヨークに赴任し、当社の米国拠点をベースに、現地実務をサポートしながら、米国基準に関するリサーチ業務を行っていました。その関係で、米銀の決算内容や米国財務会計基準審議会（FASB）のボードでの議論等をフォローしていたのですが、折しも、リーマンショックに重なっており、当時導入されたばかりのFAS157のレベル別開示に、必ずしも専門的な利用者でない層も含め、世間の注目が集まっている時期でした。金融機関の決算発表の際には、必ずレベル3に関しての内容が質問され、金融専門誌には、レベル3残高の比較表が必ずといっていいほど掲載されていました。価格変動が急激で、決算発表からあまり間を置かず巨額の損失が公表されるようなケースもあり、やむを得ない部分もありましたが、測定の不確実性の程度が評価対象資産の質と同義に受けとめられているという誤解が蔓延しているとも感じました。また、会計基準自体に対するチャレンジも様々な形で行われ、Mark to Market Accounting自体の是非を問う議論が各所で巻き起こっており、金融機関という意味では、金融システムにおいて担っている役割の違い等から来ると思われる各業態のスタンスの違いに驚いた記憶が蘇ります。

そんな中、全国銀行協会の会長行という立場から、国際会計基準審議会（IASB）に設置されたFair value Expert Advisory Panelの一員として、現在のIFRS第13号の一部ともいえるガイダンスの策定の議論にニューヨークから参加した経験は、今でも非常に貴重な財産です。といっても、英語力の限界から、議論についていくことに精一杯で、効果的な意見発信にまでは繋がらず、忸怩

たる思いをした苦い経験としても残っています。振り返れば、それだけの事態が起こっていたということなのでしょうが、当時は、世界の第一線においても、流動性等多義的な意味を持つ重要な概念に対する、各場面における利用のされ方のコンセンサスが欠如していたりして、そこから派生する解釈の相違に起因する見積りの不確実性は相当程度高かったと想定されます。また、そのような状況下でのガイダンスの策定過程において、議論百出の渾然一体となったなかでのルールメイクにおいてコンセンサスを醸成していくためには、各当事者が建設的な議論を尽くし、それを適切にファシリテートしていくことが、最も重要かつ結果的に一番の近道であり、将来に禍根を残さないことに繋がるということを、当事者の一人として、強く感じました。

自分の会計キャリアと今回の委員就任を重ね合わせて、リーマンショックから10年を経て足元の委員会においての最初の議題の一つが時価算定基準の制定であり、また、在任期間中に金融商品会計基準の見直しが重なるということも何かの縁と感じています。金融商品関連に限らず、私のキャリアの過程での経験及び培ったものを最大限生かし、積極的な意見発信に努め、日本の会計制度の発展に少しでもお役に立てればと思っております。



学習院大学法学部教授

こいで あつし
小出 篤

学習院大学法学部で商法・金融法の研究・教育を行っている小出篤と申します。4月より、企業会計基準委員会（ASBJ）委員を務めさせていただくことになりました。商法研究者として過去に委員を務められていた、神田秀樹先生や前任の弥永真生先生とは比べべくもない浅学非才の身であり、また、会計基準と法制度との関連について両先生のような研究業績や知見を有しているわけでもありませんが、商法研究者として ASBJ 委員という責任ある立場をお引き受けした以上、作業の対象となっている事象に関する適切な法的分析を委員会に示すことができるよう一層研究を重ねていくとともに、会計基準やその背後にある会計理論・会計実務についても理解を深めていきたいと考えています。また、暗号資産（仮想通貨）など、新しい実務や取引に対しても、キャッチアップできるように努めていきたいと思っています。

大学で金融商品取引法を教えるときは、いわゆる金商法会計が投資家への情報開示という金商法の規制の一つの根幹を担っていると説明しますし、また、会社法を教えるときは、いわゆる会社法会計が、会社の利害関係人への情報開示機能と、株主・債権者間の利害調整機能（分配可能な財産の基準額を示す機能）という重要な役割を有しているということを強調します。そして、そうした重要な機能を有する財務会計が適切に実施されるための手続的な規律（計算書類作成の手続や監査・内部統制の仕組みなど）や、会計基準の設定プロセスがいかにあるべきかといった制度的な問題については法学においても充実した研究がなされています。他方で、具体的な簿記・会計のプロセスや、そこで用いられる会計基準の内容そのものについては、その重要性に鑑みると、法学研究者からの言及は乏しいように思います。金商法や会社法の限られた講義時間において簿記・会計についてきちんと扱うことは難しく、その結果として商法研究者が（講義準備といった形ですら）簿記・会計について十分に検討する機会が乏しいこと、また、会計学という高度に専門的な他領域に踏み込むことにはためらいがあること、などがその原因かもしれません。

しかし、財務会計の「情報開示」という機能をきちんと法制度の中で位置づけようと思えば、財務会計によって示されている数字によって、投資家・利害関係人は会社に関するいかなる情報を得ることができるか（逆にいえばいかなる情報は得ることができず、他の情報開示・コミュニケーション手段によって補完されなければならないのか）を検討しなければならないはずであり、そのためには簿記や会計基準の検討は不可欠です。財務会計で示される数字が債権者・株主間の「利害調整」のためにどのように用いられるべきかを考える上でも、同様にそれらの数字への本質的な理解が必須となります。平成 17 年の会社法をはじめとして、後見的な事前規制から当事者の契約自由による対応を期待する規制への転換が近年の企業法制の一つのトレンドとなっている中、そのよ

うな規制のあり方の前提として適切な情報開示が法体系の中でその重要性を増していることを考えると、商法学から会計学や会計基準への関心と理解はより深まってよいように思います。

私は、商法の研究を始める以前に、たまたま短期間銀行に勤務していたことがあり、その頃にある程度まとまった形で財務会計とその分析手法について学ぶ機会を得ました。もちろん大学時代に法学部で商法（会社法）を勉強していた過程でも、商法の計算規定の具体的な成果物として、貸借対照表や損益計算書などの計算書類に触れる機会があったのですが、それらの計算書類の中の各項目やその数字のきちんとした意味については、取引の仕訳という簿記の基本から始まって、貸借対照表・損益計算書を導くまでのプロセスを体系的に学んで初めて理解できたように思います。このような問題意識は、商法学の中でも最近は少しずつ共有されてきており、たとえば会社法の教科書の新しいスタンダードとして高く評価されている田中亘先生の『会社法』（東京大学出版会、最新版は第2版（2018年））では、相当のページ数を割いて簿記から計算書類を導くプロセスが説明されています。また、同じく田中亘先生が編者を務められた『数字でわかる会社法』（有斐閣、2013年）では、経済学、ファイナンス理論、実証分析と並んで、会社法の学習者に対して会計の基礎を説明する章が設けられ、私が執筆を担当しました。

ASBJでの議論に触れる機会をいただいたことを機に、研究・教育両面で会計と法との橋渡しのようなことができればと思っています。宜しく願いいたします。



東電設計(株) 経営管理ユニット経理部長

ご た ん だ や のぶあき
五反田屋 信明

この4月より、企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員を務めております、五反田屋と申します。私は平成元年に東京電力(株)に入社し、キャリアの大半を、同社並びにそのグループ会社（現在勤務している東電設計(株)を含む。）での決算業務を中心とした経理の仕事により重ねてまいりました。

その一方で、2005年7月から4年間、ASBJに研究員として出向し、プロジェクトリーダーを務めさせていただいた過年度遡及修正基準などの国内基準の開発、IAS第37号（非金融負債）公開草案に対するASBJコメント取りまとめなど、国際会計基準審議会（IASB）への意見発信等の業務に携わる機会をいただきました。

当時ASBJでは、大学・大学院時代の恩師でもある初代斎藤委員長、そのあとを継がれた西川委員長の強力なリーダーシップのもと、IFRSと日本基準とのコンバージェンスを加速度的に進展させていくとともに、IASBや米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議などによる意見交換にも、精力的に取り組んでおりました。優秀かつ多様な属性のメンバーからなる諸先輩・同僚に囲まれ、知的な刺激に満ちあふれた、充実した日々でした。ASBJは私にとって、愛着のある元職場という思いがあり、そこにまた戻ってこられたということは、やはり感慨深いものがあります。

他方、今回は、会計基準の公表にあたり議決権を有する委員としての立場での参加という違いもございます。委員に推薦いただいたことを大変光栄に思うのと同時に、その責任の重さを実感しているところです。

「今後にあたっての抱負」ということですが、委員就任に当たり、率直に思っていること、感じていることを綴っていこうと思います。

はじめに、委員に推薦いただき、それをお引き受けした以上、その期待に応え、与えられた役割を全うすべく、努力をしていきたいと思っています。

企業会計基準委員会の委員は、特定の関係者の利益からの独立性を強く求められています。しかしながら、各委員はそれぞれ、その職歴等のバックグラウンドに深く根差した知見を、委員会等の議論の場で活かすことも、同時に求められているものと思料しております。

私のベースは財務諸表作成者としての職歴であり、ASBJから会社に戻ってしばらくの間、経団連等の会計関係の諸組織のメンバーに加わり、主に経営者（財務諸表作成者）の視点を代表する形で、ASBJやIASBが公表した公開草案等へ意見発信を行っていた時期もございました。審議時間の制約があるなかで、投資家（財務諸表利用者）や監査人、学者の皆さんからの意見発信が期待で

きるものはこれらの方々に委ねつつ、自らは、経営者（財務諸表作成者）の立場からの発言を重点に行うことが、多くの場合結果的に委員会全体としては、質の高い、バランスの取れた効率的な議論に資することになるのではないかと考えております。

この経営者（財務諸表作成者）の立場からの意見発信は、正直辛いことが多いことも事実です。現在の国際的な会計基準では、その概念フレームワークにより、「投資家の意思決定有用性」にその主たる目的の地位が与えられており、ASBJが会計基準を開発する際のスタンスも、基本的にはそれと同様であるためです。

経営者（財務諸表作成者）の視点からは、意思決定有用性の観点だけでなく、単体決算を中心に、それとは別の財務諸表の使用目的である配当制限、法人税法、規制などの関連諸制度への影響を考慮する必要があるとございます。

こうした副次的利用への配慮は、国際的な会計基準との会計処理内容の乖離や、連単での処理内容の相違を求めることにもつながる可能性があります。経営者（財務諸表作成者）としても国際標準との不一致や、連単の差異等による作業負担の増加はできれば避けたいことです。それでもなお、時にこうした目的への配慮を主張しなければならないほど、関連諸制度との関係は経営者（財務諸表作成者）にとって切実な場合がある、というのが私の理解です。

極めて悩ましい問題なのですが、関連諸制度自体の動向も見極めつつ、わが国と比較的類似した状況があると推察される欧州など諸外国の状況なども参考に、その時点での最適解がどこにありそうなのか、異なる意見をお持ちの方々とともに丹念に模索していくよりないのではないかと考えています。

次に、会計基準設定の一端を担うこととなった以上、そこで生み出された成果物については一人でも多くの市場関係者の方に、少しでも多くの納得感をもって受け入れていただけるものであってほしいと願っています。そのために、公開草案へのコメント等でいただいた、様々な属性の方々からのご意見を、まずは謙虚に受け止めていきたいと思っております。

以前 ASBJ の事務局として会計基準案等をドラフティングし、いただいた意見をもとにブラッシュアップしていった経験もございます。基準と適用指針等の本体、結論の背景、設例などの役割分担を考慮のうえ、基準の品質や理解しやすさにつき改善を図る余地がないかどうか、懸命に探っていきたいと思っています。幸い、小賀坂委員長をはじめとする常勤委員、研究員の皆さんには、よく整理された討議用の資料を用意し、時には複数の案を提示するなどして、非常勤の者でも意見発信しやすい環境づくりに力を尽くしていただいております。その努力に深く感謝を申し上げつつ、建設的で有用なインプットが行えるよう、可能な限りの準備を行って審議に臨みたいと思っています。

話の中心が国内基準の開発になってしまいましたが、国際的な意見発信の局面においても、同様な姿勢で臨んでいきたいと思っております。

「平成」の時代を通じ、「会計」のフィールドは能力の乏しい私にも、生活の糧のみならず、素晴らしいギフトの数々を与えてくれました。委員就任とほぼ同時に、新しい時代「令和」が始まった今、委員としての活動を通じ、少しでもこの世界に恩返しができるよう、精一杯、できる限りのことをしてまいりたい、そのような思いを新たにしております。



三井物産(株) 執行役員

しおたに きみろう
塩谷 公朗

2018年4月に企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員を拝命してから早いもので1年が経ち、大変密度の濃い時間を過ごさせていただいております。引き続き委員を務めさせていただくにあたり、1年を振り返ると共に、今後の抱負を述べさせていただきます。

私はこの1年間を通し、会計基準の開発は、当委員会・各専門委員会や各種アウトリーチ等をはじめ、政府、学界、利用者、監査人、作成者と非常に広域の方々の多大なるご協力をいただきながら、多くの時間と労力によって支えられているものであることを改めて実感しております。これは正に、会計基準が極めて重要な社会インフラであり、その影響の及ぼす範囲が広大であることに起因しており、それが故に、各種決定にあたっての Due Process の大切さを改めて感じさせられるものです。多くの方々の御意見を頂戴しながら、丁寧な議論を重ねていくことこそが委員の責務であり、その気持ちを新たに今後も積極的な発信に取り組む所存です。

昨年度は全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定し、金融商品会計の改訂に着手するか否かを決定する前段階での、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見募集を行いました。リース会計の変更は個社のBS、PL、CFSに大きな影響を与える可能性がございますし、金融商品会計は約20年ぶりの抜本的な改訂となる可能性がございます。何れも国際的な会計基準との大きな基準差を意識した取り組みであり、技術的に難度の高いものであると共に、改訂が社会に及ぼす影響が大きく、その推進には熟慮が必要です。日本基準が高品質であり続けると共に、他の国際的な会計基準との整合性も意識する必要がある中、基準設定に携わる身としてその真価の問われる状況に、身の引き締まる思いです。

国際的な会計基準への意見発信についても述べさせていただきます。IFRS 任意適用企業が増加する中、IFRS に日本としての考えを反映していくことも、会計基準を維持設定する当委員会メンバーに課された重要な役割であると考えております。会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）や、コメントレーターをはじめとした意見発信の場で、日本基準の優れた理論を基礎に、実務に裏打ちされた一貫した発信を続けることが、国際的な会計基準設定の場における日本のプレゼンスを維持向上させ、国際的な会計基準に日本としての考えを反映させることに繋がります。その実現には日本国内の意見を集約し一貫した主張を続けることが重要ですので、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

私は三井物産に入社以来35年間、経理・税務の実務に携わって参りました。財務諸表が投資家への情報提供という点において重要であることは論を俟ちませんが、企業の経理に携わって来た身としては、同時に、財務諸表は経営に資するものであるべきと考えております。企業は、その経営

の舵取りの為、常に自社の状況把握に努めており、いかなる方法での情報の収集、分析を行えばより効果的に経営判断に活かせるかを考えております。また、対外的な発信においても、自分たちの会社が適切に評価される様にと意識しており、企業の経営に資する財務諸表と、投資家にとっての有益な財務諸表に、根本的な相反は無いと考えます。経営に資する財務諸表の要素は、基準設定時に考慮すべき重要な要素の一部であると考えますので、企業での実務経験に根差した意見発信に引き続き努めて参ります。

現在日本で採用可能な会計基準は日本基準、米国会計基準、IFRS、修正国際基準（JMIS）の4つがありますが、会計基準開発は多くの方々の多大なる協力と共に、大きな社会的コストを伴っている面もございます。金融商品会計・リース会計と、大きな基準改訂の節目を越え、国際的な基準とのコンバージェンスや、日本基準として更なる高品質化を実現した暁には、採用可能な基準の絞り込みも検討してはと考える次第です。

年号も新しく令和となりました。初めて日本の古典から選ばれ、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められているそうです。日本の会計も、国際的な会計との調和を保ちながら、日本としての文化を育んでいく、新しい時代を迎えようとしています。微力ではございますが新時代における日本の会計の発展のために尽力して参りますので、引き続き皆様のご指導、御支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



住友化学(株) 経理部長

たん まさとし
丹 昌敏

本年4月に企業会計基準委員会(ASBJ)の非常勤委員を拝命しました、住友化学(株)の丹と申します。私は、入社時に経理部に配属されたのち、管理会計、財務会計、税務、海外拠点での経理など一貫して経理関連の業務に従事してまいりました。最初は簿記等の経理の基礎となる知識もない状態でしたが、上司、先輩の指導を受けながら実務の中で経理に関する経験を積んでまいりました。現在は経理部長の職にあり、引き続き財務諸表作成者としての立場で会計基準に向き合っております。

これまでの会計基準との関わりといえば、設定された会計基準の要求事項をいかに実務において実現するかということでした。会計基準や適用指針などを読み解き、自社における取引事象や保有する資産、負債にどのように当てはめて会計整理をするか、どうすれば適切な開示となるかを日々検討し、実際の業務の中で取り組んできました。また、日本と異なる海外の会計基準と接する中で、日本の会計基準の考え方や、その特徴を再認識することもありました。

会計基準自体については、私が入社した頃に比べると、会計ビッグバンにより退職給付会計、税効果会計、金融商品の時価会計が導入されたことなどから、大きく様変わりしました。当時は次々と導入される新基準を理解し、自社に適用すべく取り組んでいましたが、振り返ってみれば、日本の会計基準も、それを適用する企業の経理部門もこの時期に大いにレベルアップしたと感じています。それ以降も、国際的な会計基準のコンバージェンスが進められてきたことにより、企業の財政状態や収益力をより適切に表現できるよう品質が高められてきたと感じています。

当社では2017年度期末決算から国際財務報告基準(IFRS)を任意適用しました。IFRSの適用により、財務諸表利用者に向けて比較可能性の面でより有用な情報の発信ができるようになったものと思っています。またIFRSの任意適用への取り組みを通じて、グループ内での経理処理や手続を統一することで、社内での経営管理目的においても、より利用価値の高い財務情報を提供することができるようになったと感じています。

一方で、移行後間もないということもあるのですが、まだ少し違和感も残っています。社内では従業員などに対して業績を説明する機会も多いのですが、IFRSに基づく業績や、その変動要因を分かりやすく説明するのに苦心しています。製造、販売、研究など各職場においては、日々業績向上に向けて取り組んでいますが、それぞれの現場における肌感覚では、財務諸表で表示される結果がしっくりこないと感じているような点もあるように思われます。

事業活動はますます複雑化、グローバル化してきており、それに対応するために今後も会計基準の見直しは必要であると思います。財務諸表利用者にとって的確な投資判断に役立つ財務情報を提

供するという会計基準の目的を念頭に、会計基準の設定に向き合っていかなければならないとは思っていますが、経営管理に役立つ財務情報の提供や、従業員を含めたすべてのステークホルダーに有用な財務情報の提供という側面も忘れてはならないものであると考えます。

今後、会計基準設定に関与するにあたり、財務諸表作成者としての今までの経験がどこまで日本の会計基準のあり方の議論に貢献できるのか不安もありますが、財務諸表利用者、監査人、学識経験者といった様々な視点からの意見を聞きながら、単にグローバルスタンダードといわれているものを取り入れるということではなく、真に日本企業の競争力の強化、持続的成長を後押しするようなものにするために取り組んでいきたいと思っています。

いろいろな方のご意見等も聞き、私自身も勉強しながら、基準設定に貢献していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。



京都大学 教授・副学長

とくが よしひろ
徳賀 芳弘

2019年の4月1日付けで企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員に再々任しました徳賀と申します。京都大学の経営管理大学院と経済学研究科で会計関連科目担当の教授をしています。

再々任と書きましたように、これまで2期6年間非常勤委員を務めてまいりました。新任の抱負のようなものを書くようにとのことでしたので、新任の際と再任の際に書いたものを読み返してみました。6年前の新任の際には、日本の会計基準設定の特徴と会計学者の基準設定における役割（他の委員と比して職種上で優越する点と劣後する点）について述べており（『季刊会計基準』Vol. 41）、再任の際には、会計基準設定における利害調整プロセスと当該プロセスにおいて会計学者は何ができるか（貢献可能なこと）について述べていました（『季刊会計基準』Vol. 53）（関心のある方は、これらをご覧ください、ご意見をお寄せいただければ幸いです）。今回、新たに抱負を書こうと努力しましたが、主要な点に関して、前々回と前回に書かせていただいた内容と大差のないものになります（以前書いた2つも似通っていますね）。これでは、6年間でほとんど成長していないことを自分で認めているのと同じなのですが・・・。

そこで、今回は、わたくしの近年における（会計基準に関する）研究上の関心について述べさせていただきます。

外生的会計基準（その典型は、日本における米国基準などですが、基準設定過程に参加することによって若干の影響を及ぼすことができるとしても、特定法域の環境要因のみを考慮して設定されているわけではない、IAS/IFRSも、外生的と言えます）が特定法域へ導入されるという局面において、当該法域（とりわけ、開発途上法域）で、当該会計基準の一部がもともと予定されていたように機能しない、時には、一部ではなく会計基準全体がほとんど機能しないという現象（会計基準の無機能化現象）がしばしば発生します。2018年にミャンマーで2度の訪問面接調査と上場企業に対する質問票調査をしましたが、義務づけられているはずの会計基準（2009年版のIFRS）への準拠はほとんどなされておらず、会計基準の無機能化現象を観察することができました。また、調査に基づいて研究を進めていく過程で興味深い収穫がたくさんありました。

会計（基準）と環境要因との間には、一定の適合関係があり、適合していない場合には、会計（基準）と環境要因の間にコンフリクトが発生し、その解決の過程において、会計（基準）の実質的内容と環境要因の両方が変化（「共進化」という言葉で表現される）するのが常態です。ただし、規制・エンフォースメントの整備を前提として、会計基準の方が変化（解釈）を許さないような場合（例えば、IFRS）には、当該法域の環境要因の変化のみが顕現することもあります。無機能化現象は、導入され、使用を義務づけられた会計基準が何らかの理由で使われず、コンフリクトも発

生しないため、会計基準も環境要因も変化しない状況です。導入を決めた法域は、資本市場のインフラとして、あるいは企業の諸々の契約の根拠数値として、このような会計基準を真に必要とはしていません（国際的な借款の条件として示されている場合や経済制裁の解除を受けるための自発的取り組みなど、「同型化」という言葉で説明されるような理由から表向きに採用しているだけ）。そのため、基準適用のガバナンスも機能せず（機能させる努力もされず）、当該法域の企業も導入された基準に準拠する消極的動機（例えば、不準拠に対する罰則規定がない場合）も、積極的動機（例えば、上場して資金調達をする必要性）を持たないような場合に、そのような現象が起こり得ます。

このような現象は、典型的には開発途上法域で起こると考えられますが、先進法域でも程度の差や顕現の場所の相違こそあれ、発生していると思われます。この現象の発生メカニズムを解明することが近年の関心事です。今後、日本における共進化現象や無機能化現象がどのような形でどの程度発生しているのかを明らかにしていけたらと考えています。

以上、近年のわたくしの研究上の関心事にのみ触れさせていただきましたが、利害関係者ではない委員としての発言の重さを十分に認識して、ディスカッションに真摯に取り組んでいきたいと思えます。



野村證券(株) IB ビジネス開発部
財務戦略グループ シニア・オフィサー

ひら い なお き
平井 直樹

私は、これまで(株)野村総合研究所および野村證券(株)において、証券アナリスト業務、本社スタッフ部門での事業計画策定や事業構造改革業務、リサーチ部門での企業財務の調査・研究業務を経験し、現在は、投資銀行部門において企業の財務政策・資金調達に関するリサーチ・アドバイザー業務を行っています。

この間、会計・経理関連の業務には、実務だけでなく制度調査を含めて直接携わった経験はありませんが、1988年の入社以来、いわゆるバブル経済の拡大と崩壊、金融危機、ITバブルとその崩壊、その後の好況とリーマンショック等の経済環境の変化のなか、企業の経営成績や財政状態の分析、株式価値・信用力評価の視点で、国内外の企業の財務諸表に接してきました。

2008年からは日本証券アナリスト協会の企業会計研究会にて、日本基準やIFRSに対する利用者側からの意見発信に参画しています。この間、でき上がった会計基準を所与として使うという意味だけでは、利用者の在り様として、不十分であることを痛感しました。そこでは社会的な合意を形成するプロセスの難しさとともに、財務諸表を支える会計基準や開示の進化・退化を実感し、最小の負担でより多くの実態把握につながる会計基準と開示の在り方を追求していくという視点を、多少なりとも得ることができたと思います。

投下資本に対するリスクとリターンを分析・予測し、証券投資または事業投資の意思決定に繋げていく過程において求められるものは、何より実態をよりの確に示す財務諸表と開示です。財務情報あるいは財務諸表の有用性の低下も指摘されているものの、企業の実態を会計基準に基づく財務諸表とその開示なしに把握することはできず、その改善・発展が一段と重要になっていると考えています。財務・非財務、有形・無形(オフバランス)、GAAP・Non-GAAP指標、定量・定性情報は、対立するものではなく、財務諸表を進化させつつ、将来財務情報たる非財務情報を上手く統合・併用していくものだと考えています。

現在、私自身が一利用者として財務諸表と関連する開示、会計基準と向き合う際に、持っている問題意識は以下のようなものです。

- ① 現実に複数の会計基準に基づく財務諸表があり、1つの会計基準のなかでも会計処理に選択肢があり、またそれら会計基準も改訂されていくなかで、時系列・クロスセクションの分析の連続性・比較可能性をどう確保するか。
- ② 連続性・比較可能性を強く求める半面、最も実態を表す会計基準の適切さという視点とのバランスをどう考えるか。
- ③ 現在、基軸となる会計思考と財務諸表がハイブリッド化しているといわれるなかで、1つ1

つの会計基準の良否だけでなく、全体として財務諸表と会計基準に何を求めるのかという点で、利用者としての一貫した見方と分析視点を持てているのか、等です。

分析・評価目的で、財務諸表をもとに独自の指標算出や数値の調整を行うことは、個々の利用者の役割であることはいうまでもありません。しかし、分析の出発点としての標準的な財務諸表の調整という準備作業に大きな負荷がかかっているのも現実です。これは本来あるべき姿ではなく、会計基準や開示の改善で解決できるところが少なからずあるように思います。

私は、①ごく平均的なレベルの財務諸表利用者として、企業会計基準委員会（ASBJ）での活動を通じてインプットに努めて様々な関係者に対する理解を深め、②ただ more is better を言い募る狭義の利用者の代弁者ではなく、③しかし基準設定過程において発信が少ないと思われる利用者の視点が適切に理解されるよう、取り組みたいと考えています。

今回 ASBJ に参画させていただくことで、「投資意思決定により有用な情報」が生み出されるよう、少しでも貢献できればと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。



EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー

ゆ かわ よし お
湯川 喜雄

1. 自己紹介

私は、前任期途中の2016年7月から企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員を拝命しており、この4月から足掛け2期目の任期となります。変則的な時期に就任した理由は、当時、前非常勤委員の関根愛子氏が日本公認会計士協会（JICPA）の会長に就任されたこと、私自身も同時期に同協会の常務理事（会計制度/IFRS 担当）に就任したことによるものでした。

私は、1989年に当時の太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）に入所し、主にエネルギー関連企業、流通関連企業等の法定監査業務に従事するとともに、株式公開支援業務を行っておりました。その後、2003年に ASBJ に出向し、専門研究員として3年間会計基準の開発に従事する機会を得て、ストック・オプション等に関する会計基準・同適用指針、棚卸資産の評価に関する会計基準、リース取引に関する会計基準・同適用指針、実務対応報告第18号などの開発に従事しておりました。ASBJ への出向は自ら希望したものでしたが、これは大学時代のゼミの指導教授である故新井清光先生のことばがきっかけでした。将来、会計基準設定主体が民間組織として作られるだろうから、そういう所で働く会計士になるようにと何度かお話しされていたことが印象に残っていたからでした。しかし、ASBJ に出向するまでは、勤務する監査法人や JICPA でも会計基準等のルール策定に関する業務には、一切関与する機会がなかったため、出向当初は会計基準開発のコミュニティーになかなか入ることができず、苦労しました（今では良い思い出です）。

ASBJ から監査法人への帰任後は、業務執行社員として上場会社の監査に従事するとともに、品質管理業務に多くの時間を割いてきました。2016年からは、執務時間の多くを日本公認会計士協会の常務理事の業務に割いています。

2. 最近の ASBJ の活動に関して思うこと

次に最近の ASBJ の活動に関しての感想を思いつくままに述べてみたいと思います。なお、あくまで私個人の感想であり、所属する団体等とは一切関係のないことを申し添えておきます。

第1に、IFRS 任意適用企業数・適用決定企業数が200社を超え、時価総額ベースでは30%を超えるといわれる状況を踏まえると、日本基準の開発にあたって IFRS との整合性に一層考慮しなければならない場面が多くなってきたと感じます。IFRS 任意適用企業においても、個別財務諸表では日本基準の適用が求められることから、できるだけ日本基準と IFRS の会計処理を同じにすれば連結財務諸表の作成過程において調整作業が不要になります。反対に日本基準と IFRS の会計処理が異なるほど、連結財務諸表作成における調整作業が多くなります。できるだけ連結決算におけ

る調整プロセスを減らすという点からは、IFRS との整合性を考慮した会計基準開発は合理的だという考え方があります。この点のみを追及すれば、日本基準を開発することなく IFRS を適用すればよいのではないかという考え方、又は日本基準を開発はするものの IFRS をコピーして開発すればよいという考え方が出てくるかもしれません。

しかしながら、それでは国際的に整合性のとれた高品質な日本基準を開発するという ASBJ の本来の趣旨に合致しないことになります。あくまで日本基準としての開発を行う上では、まずあるべきはどうか、実務でワークするためにはどのようにしたらよいのかという点（重要な割合を占める IFRS 任意適用企業への配慮も含まれる）にも配慮する必要があると考えております。毎回の企業会計基準委員会（親委員会）の場では、引き続きこうした点に配慮して発言することを心掛けていきたいと思います。

第 2 に、「作成者」や「利用者」というステークホルダーの意見は一つではなく、多様であるという点です。例えば、Preparer の訳語として「作成者」という言い方がされていますが、この中には、実際に経理・財務の業務に従事している現場の最前線の方から、CEO・CFO といった企業経営者の方まで幅が広いため、意見も多種多様であるのが当然であり、時には同じ作成者サイドの意見であってもコンフリクトが生じて不思議はありません。同様に「利用者」という場合、主としてアナリストの方を想定して会計基準開発が行われていますが、一口にアナリストといってもセルサイドとバイサイド、エクイティとクレジットと属性の違いにより、財務情報の利用ニーズも異なる場面があるでしょう。幅広い市場関係者の合意が大切であるとする ASBJ の会計基準の開発に際しては、謙虚にステークホルダーの方々のニーズを尊重し、かつ、当然ですが特定の立場の利害のみに与することなく、企業会計基準委員会（親委員会）の議論に参加させていただきたいと思います。

第 3 は、ASBJ と JICPA の連携・協力に関する感想です。2002 年 5 月の「企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応」では、新規の適用指針は、ASBJ が担当すること、**ASBJ による新規の会計基準等の公表によって、従来適用されていた JICPA の実務指針等が改廃されるべき場合は、ASBJ の依頼に基づき、JICPA が改廃するものとする**という当面の対応が 20 年近く続いてきています。しかし JICPA が実務指針の開発を行わなくなってから長い年月が経過していることを考えると、実務指針等の早期の移管を含め、現行のやり方を続けてよいのかを真剣に考えなければならない時期に差し掛かっていると思います。

以上、とりとめのない感想を申し述べてきましたが、再任期間においても非常勤委員として努力して参る所存ですので、引き続きよろしくお願い申し上げます。



日本生命保険(相) 保険計理人

わたなべ ひとし
渡部 仁

2013年4月に企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員に就任し、今年4月から3期目を務めさせていただいている、渡部仁と申します。今回のメンバーで3期目となっているのは少数ですので責任を感じますし、身が引き締まる思いです。

現在、日本生命保険相互会社において保険計理人という役職を担っております。また、私はアクチュアリーと呼ばれる保険数理の専門職であり、これまで入社以来、主計部における決算等の業務、商品開発部におけるプライシング業務、調査部における規制・会計に関する業務等を経験してきました。

これまでの6年間の大部分の期間は会計基準の開発という点では、比較的平和な時期であったと思われます。一方で、収益認識の基準の策定開始以降、このところは時価の算定基準や、金融商品会計基準、リース会計基準といった基準について、国際的な基準を意識した改定等の検討がなされ、我が国の関係者が様々な意見をもつ可能性の高い、難しい問題に取り組むようになってきています。

そういった中で、これまで以上にしっかりと議論を尽くすことの重要性が高まっていると思われますが、自分がベテランの委員になっていることを意識し、自説を主張し自説にこだわるだけでなく、議論を促し、議論を尽くし、委員会の議論が充実したものとなるよう、できる限りの配慮をしていきたいと考えています。

この6年間で、私の記憶に最も強く残っているのは、実務対応報告第34号「債権の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の対応」において、反対意見を付すことになったことです。現在も、当時の私の主張の合理性については疑っていませんが、委員会の審議において、自説を受け入れてもらえるほどの説得力を持たせた形で、議論を展開することができなかったということが、今もって悔やまれるところです。従来以上に、議論を尽くした結果、他の委員の意見を積極的に受け入れるという姿勢も、今後は強めていきたいと思いますが、一方で、一朝一夕ではできないとはいえ、自説を受け入れてもらえるための様々な努力もしていきたいと考えています。

また、上記のように合意形成の難易度の高い基準について議論するにあたっては、我が国の会計基準を高品質化するという目標を共有化しつつ、議論を進めることになると思われます。ただし、ここで「高品質」とは何かという点についての共通認識が必要になるのではないのでしょうか。

「高品質」な会計基準とは、財務諸表が「作成しやすく、理解しやすい」会計基準ということではないかと、個人的には思っています。したがって、少なくとも、一定のシンプルさが重要になる

ケースが多く、複雑化が正当化されるのは、その複雑化に伴うベネフィットが明らかなケースに限定されるのではないかと考えています。また、国際的な基準と整合を図ることは、必ずしも高品質化とは一致しませんが、一方で、国際的な基準と不整合であることが、わかりやすさを損ねてしまわないかどうかにも配慮が必要だと考えています。ただし、国際的な基準との整合性の要求レベルは、基準が取り扱う対象によっても異なるかも知れず、また、時期・環境によっても異なり得るものだと思います。したがって、様々な関係者の意向をよく理解することも当然重要になってくると思っています。

今後、「高品質」とは何かという点が、直接的か間接的かはわかりませんが、議論すべき重要なテーマの一つになるのではないかと考えていますが、この点は関係者の意向がまちまちになる可能性が高いのではないのでしょうか。幅広い我が国の関係者の方々と、合意形成を行っていく必要のあることだと思います。関係される方々からは、遠慮なくご指導・ご鞭撻をいただければ幸いです。